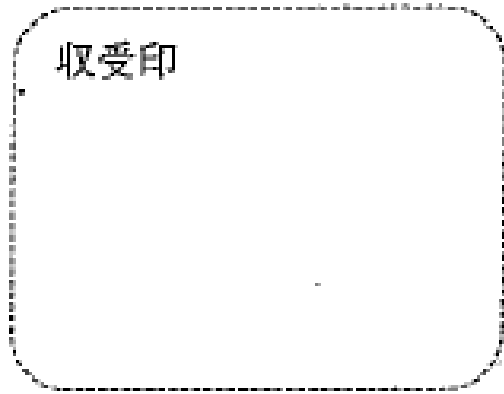


自動車税減免申請書兼申立書

福島県知事

令和 年 月 日



申(納税 請義務 者)	郵便番号	-		
	現住所 (アパート名 棟室番号等)			
	住民票の住所	□現住所に同じ		
	ふりがな 氏名		身障者等 との続柄	
	電話番号	-	FAX	-

下記自動車は、福島県税条例 第 71 条 の 4 に該当する自動車ですから
自動車税 を減免されたく申請いたします。

記

自動車	登録番号	福・郡 白・会 い	車種区分	かな	番	号	住所 □申請者に同じ		
	種別	大型・普通・小型						ふりがな 氏名 □申請者に同じ	
	用途	乗用・貨物・特種							
	定置場	市・町・村							
	自動車の 取得年月日	昭・平							
	車検証の 有効期間	令							
身体	住所	□申請者に同じ					身障者等 との続柄 () ※本人でない場合 □生計同一者 □常時介護者		
	ふりがな 氏名	□申請者に同じ							
	生年月日	大・昭 平・令							
	障 が い 者 等	番号	福 島 県 山 形 市 い わ き 市	○	第	号		生計同一者の 同居・別居の別 □身障者等と同居 □身障者等と別居	
		交付年月日	昭・平	令					
		再交付年月日	昭・平	令					
手 帳	障がい名及び障がい等級	(コード番号)					運 転 す る 者 の 運 転 免 許 証 の 条 件		
	身障	級							
	知的	級							
	精神	級							
	戦傷	第 号							
		第 号							
県 税 部 処 理 欄	新規・継続の別	新規 継続					減 免 額 円		
	事前確認	□手帳	□免許証						
		□前減免車	□生計同一確認書類(別居のみ)						
		振(1・2・3・4・5・6・7)							
		確認日			確認者				
		備考							

(注1) 申請する際の注意事項については、2枚目裏面をご覧ください。

(注2) コード番号には、2枚目裏面のコード番号表から該当する障がいのコード番号を記入してください。

自第15号様式

(注意事項)

- 1 申請時には、身体障がい者等が交付を受けている全ての手帳（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るもの））及び運転する者の運転免許証（以下「免許証」という。）を提示してください。
なお、申請日に免許証が提示できない場合には、事前に最寄りの地方振興局で確認を受けてください。
※ 事前に免許証の確認を受けている場合は申請日の免許証の提示は不要となりますが、各種手帳等は申請日に提示が必要です。
- 2 生計を一にする者または常時介護者が運転する場合は、当該事実を証明する福祉事務所長、町村長、県保健福祉事務所長または市保健所長の証明書（発行から2か月以内のもの。コピー不可。）を添付してください。
- 3 身体障がい者等と別居中の生計を一にする者が運転する場合は、身体障がい者等との続柄を証する書類（住民票謄本または戸籍謄本（発行から2か月以内のもの。コピー不可。））及び生計を一にすることを証する書類（扶養関係の記載及び税務署の受理印がある確定申告書の写し、扶養関係の記載がある源泉徴収票の写し、扶養関係の記載がある健康保険証の写し など）を添付してください。
- 4 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに最寄りの地方振興局へ届け出てください。

コード番号表（障がいの区分）

コード	障がい名
11	視覚障がい
21	聴覚障がい
22	平衡機能障がい
31	音声機能障がい（咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）
41	上肢不自由
42	下肢不自由
43	体幹不自由
51	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（上肢機能障がい）
52	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動機能障がい）
61	心臓機能障がい
62	じん臓機能障がい
63	呼吸器機能障がい
64	ぼうこう又は直腸の機能障がい
65	小腸の機能障がい
66	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
67	肝臓機能障がい